

第7回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年7月9日(火) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣
梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏
野々村 貢 ・ 清水 健吉 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩
中川美那子 ・ 江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫
松野 芳正

欠席農業
委員

河田 均

議 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 杉本 宜永
高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣 ・ 戸崎 和美
丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 村瀬 忠彦 ・ 山田 貞夫

事 務 局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	高島 明見
主査	則竹 邦彦	副主査	吉村 雅子
主任主事	木下 勇氣	主任主事	小栗 照之
主任主事	片岡 美晴	主事	福園いづみ

議 案

- 第 4 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 4 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 4 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 4 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 4 6 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 4 7 号 農業委員会専門委員会の所属について

議 長

それでは、令和元年第 7 回農業委員会総会を開会致します。
ただいまの出席委員は、19 名中 18 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。
議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 5 番林安廣委員、議席番号 6 番相下信孝委員、両委員よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 4 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 10 件、使用貸借による権利の設定 3 件、以上を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第 4 2 号について説明致します。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものと判断しております。

2 ページをお願い致します。

申請明細 1 番、常磐地区からの申請は、解除条件付き使用貸借の更新で、使用貸人が、使用借人へ畑を引き続き貸し出すものです。

申請明細 2 番、北長森地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

3 ページをお願い致します。

申請明細 3 番、木田地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細 4 番、黒野地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の継承のため、家族内で田を譲り渡すものです。

申請明細 5 番、黒野地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、試薬の研究開発を事業としている譲受人へ畑を譲り渡すものです。

ただし、今回取得される農地の耕作が、譲受人の業務に必要な試験研究のために行われるため、許可し得るものです。

申請明細 6 番、方県地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

4 ページをお願い致します。

申請明細 7 番、西郷地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営に参入を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 8 番、市橋地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 9 番、厚見地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の縮小を図る使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

申請明細 10 番、芥見地区からの申請は、所有権の移転で、農

業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

5 ページをお願い致します。

申請明細 1 1 番、合渡地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 1 2 番、三輪地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

申請明細 1 3 番、網代地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第 4 2 号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2 ページ 1 番の常磐地区からの申請については、担当地区の河田均委員が欠席のため、事務局より説明致します。

則竹主査

今回の申請は、使用貸借による権利設定の更新であります。

借人は、申請地で主に野菜や景観形成作物の栽培を行っております。

以前から問題なく耕作しており、地元の取り決めも十分に理解しておりますので、問題は無いものと考えております、とのことです。

議長

続きまして、2 ページ 2 番の北長森地区からの申請については、担当地区の林明委員、説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、農業経営を廃止したい譲渡人から、隣地の農地の所有者である譲受人へ、農地を売買するものであります。

譲受人は北長森地区で水稻と野菜栽培をしており、機械も十分に保有しております。今回の申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状

況も問題ありませんので、地元と致しましても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ3番の木田地区については担当地区の西垣隆委員、説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から借人へ農地を貸借するものであります。

借人は、主に水稻の栽培を行っており、申請地では、米を栽培される予定と聞いております。

6月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問題は無いものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3ページ4番、5番の黒野地区及び3ページ6番の方県地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区、申請番号4番の申請につきましては、農業経営を行っている申請人の世帯内贈与で、世帯主から同一世帯の妻及び子へそれぞれ持分6分の1の所有権を移転するものです。

6月18日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人はこれまでどおり、申請地で水稻の栽培を続けるということです。地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

続きまして申請番号5番につきましては、試薬の研究開発を行う譲受人が、試験研究の圃場として申請地を譲り受けるものです。

7月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は、申請地でイチョウを栽培するということです。草刈り及び肥培管理等を行うことを立会時に確認しており、地元として

も許可については問題ないと考えております。

方県地区、申請番号6番の申請につきましては、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

6月19日に事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲り受ける農地では水稻を栽培することです。

譲受人は農地所有適格法人であり、耕作している農地を適正に管理しておられますし、地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいました。

地元として、許可は問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ8番の市橋地区からの申請については、担当地区の永田昭三委員、説明をお願いします。

永田委員

今回の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人から、隣地の農地の所有者であり、農業経営の拡大を図る譲受人へ、農地を売買するものであります。

6月25日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は市橋地区で水稻と野菜栽培をしており、機械も十分に保有しております。今回の申請地では、引き続き水稻を栽培する予定です。また、地域の取り決めなども承知しており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ9番の厚見地区からの申請については、担当地区の林安廣委員、説明をお願いします。

林委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から借人へ農地を貸借するものであります。

借人は、主に水稻の栽培を行っており、申請地では、米を栽培される予定と聞いております。

また、以前から今回の対象筆の作業を引き受けており、農地所有適格法人であり、認定農業者でもあります。

地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、問

題は無いものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4 ページ 10 番の芥見地区からの申請については、担当地区の清水健吉委員、説明をお願いします。

清水委員

今回の申請は、所有権移転の申請でございます。

去る、6 月 14 日に申請者と芥見地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員で現地立会いをしております。

受人は、このたび農業経営を拡大するために自宅近くの農地を取得して耕作をしようとするものです。

地元の取り決めなども理解しており、農機具についても確認をし、許可について問題は無いと考えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 ページ 11 番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から農地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

6 月 26 日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人はこれまでとおり、申請地で水稻の栽培を続けるということです。

地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 ページ 12 番の三輪春近地区からの申請については、担当地区の福田正義委員、説明をお願いします。

福田委員

今回の申請は、三輪地区に居住しており、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

6 月 4 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立

会を行いました。

譲り受ける農地では水稻を栽培するとのことです。

地域の取り決めも十分理解しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ7番の西郷地区の申請及び5ページ13番の網代地区からの申請については、担当地区の松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

西郷地区、申請明細7番の申請は、農業経営を縮小したい譲渡人が、岐阜市で農業経営を開始したい譲受人に農地を売買するものであります。

6月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会を行いました。

譲受人は、申請地で水稻の栽培を行うとのことです。立会の際に農機具及び今後の営農計画について確認しました。地域の取り決めも守っていただけることを確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

網代地区、申請明細13番の申請は、網代地区に居住しており、農業経営の拡大を図る譲受人が農地を取得するものであります。

6月6日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会を行いました。

譲り受ける農地では水稻を栽培するとのことです。

譲受人は所有農地を適正に管理しておられますし、地域の取り決めを守っていただけることを約束してもらいました。

地元として許可は、問題ないと判断しております。

議長

ありがとうございました。

議案第42号について、何か御意見等ございましたら発言願います。

議長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第43号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第43号について説明致します。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、7ページの第4条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

8ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、長良地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、農業用施設への転用のため許可し得るものです。

申請明細2番、三輪地区の申請は、駐車場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって、許可し得るものです。

申請明細3番、網代地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

ただし、今回の申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので37ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、則松地内で、網代小学校から南東へ約1,100メートルのところに位置している農地です。

以上でございます。

8ページにお戻りください。

議 長

ただいま、議案第43号について事務局から説明を受けましたが、8ページ3番の網代地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。地区担当の松野芳正委員、説明をお願いします。

松野委員

今回の申請は、太陽光発電施設として農地の転用を行うものがあります。

農地の転用にあたり、6月21日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者で現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地及び道路、水路への影響のないようお願いしており許可は問題ないものと考えています。

議 長

ありがとうございました。議案第43号について、何か御意見等ございましたら発言願います。

議 長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第44号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第44号について説明致します。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、10ページの第5条許可申請の総括表にございますので御覧ください。

11ページをお願い致します。

申請明細1番、黒野地区の申請は、使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細2番、岩地区の申請は、所有権の移転による宗教施設への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、既存敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下ため、例外的に許可し得るものです。

申請明細3番、岩地区の申請は、使用貸借設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細4番、芥見地区の申請は、所有権移転による太陽光発電施設への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

12ページをお願い致します。

申請明細5番、合渡地区の申請は、使用貸借設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね

10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細6番、柳津地区の申請は、賃貸借設定による資材置場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

議案第44号について、何か御意見等ございましたら発言願います。

古田委員

申請明細6番、柳津地区の申請について、第1種農地で資材置場の転用が認められる理由を教えてください。

則竹主査

転用事業者がその土地で事業をする上で業務上必要な施設で集落に接続して設置しており、土地選定理由書から他に適切な土地が無いと判断したため、許可し得るものです。

古田委員

分かりました。

議長

他に御意見等ございますか。

議長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第45号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出32件、第4条届出12件、第5条届出52件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第45号について説明致します。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、14ページにございますので御覧ください。届出の合計は、件数が32件、面積は71,410.67平方メートルです。

続きまして15ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。明細は16ページから18ページに記載してございます。届出の合計は、件数が12件、面積は7,651平方メートルです。

続きまして19ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。明細につきましては、20ページから33ページとなっております。届出の合計は、件数が52件、面積は20,353.28平方メートルです。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年6月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告致します。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第45号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして議案第46号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第46号について説明致します。

34ページをお願い致します。

今回は3件提出されており、特例適用農地面積は田、畑合計で、8,858平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備え

ているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第46号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら発言願いたいと思います。

議 長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第47号農業委員会専門委員会の所属について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

高島副主幹

それでは、議案第47号農業委員会専門委員会の所属について説明致します。まず、所属について協議していただく前に、専門委員会について、簡単に説明致します。

お手元の配布資料、岐阜市農業委員会専門委員会運営要綱を御覧ください。

1にありますように、専門委員会は、農政対策、生産対策、耕地対策及び環境対策の4つに分かれており、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様は、昨年に引き続き、それぞれ4つの専門委員会に分かれて所属されています。

7月22日から29日にかけて開催します各委員会では、それぞれの分野に分かれ、専門的な立場で議論をしていただくこととなります。

各専門委員会の所掌事項については、5の専門委員会の所掌事項に記載されておりますので、御確認ください。

専門委員会開催後に、各委員会で作られました御意見を令和2年度農業施策に対する要望書として取りまとめ、9月に開催する農業委員会総会で審議し、その後、国など関係機関に要望することとなります。

参考に、昨年度、各専門委員会で協議し作成した要望書を添付致しましたので、各専門委員会の開催までにお目を通してください。

本議案では、昨年12月に農業委員に任命されました林明委員の専門委員会の所属について御審議いただくものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第47号について説明を受けましたが、林明委員の所属について、どのように決定したらよいかお諮り致します。御意見ございませんか。

議長

御意見が無いようでございます。事務局は何か案を持っていますか。

高島副主幹

案を用意しております。

議長

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議が無いようでございますので、発表していただきます。

高島副主幹

事務局案を、配布させていただきます。

【事務局案を配布】

高島副主幹

この事務局案ですが、各専門委員会の地域バランスなどを考慮し、耕地対策専門委員会への所属を提案するものでございます。

以上でございます。

議長

ただ今、お配りしました事務局案について、何か御意見、御質問がございましたら発言願います。

議長

御意見が無いようですので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議が無いようですので、事務局案のとおり決定致します。
ここで、今年度の各専門委員会の委員長を決めたいと思います。
委員の皆さんは、事務局の指示に従いお集まりいただきまして、
委員長をお決めください。

高島副主幹

専門委員会ごとにお集まりください。事務局職員4人が案内を
しております。

【各専門委員会にて協議】

議 長

各専門委員会の委員長が決まりましたので、発表致します。
農政対策専門委員会の委員長は、永田昭三委員、
生産対策専門委員会の委員長は、梶下信孝委員、
耕地対策専門委員会の委員長は、野々村貢委員、
環境対策専門委員会の委員長は、福田正義委員、
でございます。

各専門委員会を7月22日、24日、29日に開催しますので、
御多忙かと思いますが、御出席くださるようお願い致します。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、
本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後4時00分閉会を宣す。